

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第3回霧島警察署協議会
会 議 日 時	令和7年2月14日（金）午後3時～午後5時
会 議 場 所	霧島警察署大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 11人 2 警察署 副署長以下 13人
（会議の概要） ● 会長挨拶 ● 副署長挨拶 ● 管内概況説明 ● うそ電話詐欺の手口紹介 ● 意見・要望等に対する回答 ○ 管内概況説明を受けての委員からの質問 1 無免許運転について 無免許運転は、運転免許を持っていない人、運転免許の取消しを受けた人、自主返納した人などいると思うが、その内訳人数等を教えてほしい。 2 無免許運転の罰則について教えてほしい。 ◎ 回答（交通課長） 1 無免許運転については、ほかにも、運転免許停止期間中の無免許、失効無免許等があるが、詳細は、個々具体的な事案になることから答えられない。 2 無免許運転の罰則は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっている。ほかにも、点数の加算がある。 ○ 事前聴取した委員からの意見・要望 1 停止線の補修について 霧島市国分川内2007番地先第一轟橋先信号交差点の停止線は、かなり消耗が進み見えにくいこと、また、牧之原方面から国分方面に車を運転する場合、緩い下りとなっており、早めに停止線に気付く必要があると思われる。 2 照明保育園前の交通状況について 照明保育園前（霧島市溝辺町麓2560番地先）道路であるが、相変わらずスピードを出す車が多い。 また、横断歩道に歩行者がいても停止しない車が多い。 ここの道路に限らず、交通ルール（歩行者を守る運転）を広告等で配布するなどして、視覚的に伝えられる方法はないだろうか。 ◎ 回答（交通課長） 1 委員からの要望を受け現場調査を実施したところ、停止線は摩耗し、補修の必要性を認めたことから、警察本部交通規制課に対し、補修を上申した。 2 委員の要望箇所は、住宅街の市道で、特に朝夕の通勤通学時間帯に国道504号と県道40号線の信号や渋滞を避けようとする車が多く通過している道路のようで、この状況は、以前から警察も承知しており、パトカーによる警戒活動や警察官による街頭監視等を行っているところである。 今後も、継続的にこれらの活動を行うとともに、関係機関と連携しながら交通事故防止策に努めていきたいと思う。 参考として、令和5年の日本自動車連盟（JAF）の調査結果によると、信号のない横断歩道における車の停止率について 鹿児島県の停止率 42.8% 全国平均 45.1% 全国一位（長野県）84.4% となっている。 「信号機の設置されていない横断歩道は、徐行、歩行者がいる場合は停止」ということを、今後も引き続き、交通取締り、交通講話等のあらゆる機会を通じて呼び	

掛けていきたいと思う。

○ その他の委員からの質問

- 1 家族が免許返納をするに伴い、電動カーを購入するつもりであるが、電動カーは歩行者と同じ扱いとなるか。
- 2 霧島国分にある鎮守尾橋の交差点は、福山町方向から国分方向に右折進行する際、小さく右折する車が多い。大回り右折できるように誘導できないか。
- 3 近所の住民から「標識柱に、『スピード落とせ』などの看板設置ができないか。」という話があった。標識柱に看板設置ができるか。また、その看板に強制力はあるか。
- 4 工事現場に設置している信号機は、強制力があるか。また、その信号機赤色を無視して進行し、事故を起こした場合の過失はどうなるか。

◎ 回答

- 1 電動カーは、規格が合っているかを警察で確認をすることとなっている。
法律上、歩行者と同じ扱いとなり、右側通行となっている。
路側帯が0.75メートル以上あれば、同路側帯は歩道と同じ扱いとなるが、やはり右側通行の方が安全といえる。
- 2 現場交差点の標示位置を確認する。
右折方法については、道路交通法に「交差点の中心の直近内側を徐行しなければならぬ。」と定められている。
- 3 標識柱に看板設置はできない。
看板設置については、形状によるが、道路使用許可、道路占有許可等が必要となる場合がある。
また、自治体が設置する看板については、注意喚起のみで強制力はない。
- 4 工事に伴う交通整理用の信号機であることから、強制力はない。
事故が発生した場合は、工事責任者や双方の運転手に車の走行状況を確認した上で、道路交通法の過失、処罰を決定することになる。
想定の問題については、双方過失があり、処罰の対象となり得る。

- 次回の警察署協議会日程について
今回は、令和7年6月頃に開催することで連絡する。

- 警察活動紹介等
能登半島地震に係る応援派遣部隊体験談
【警部補以下氏名等削除】

備 考